

令和8年度 学習船「うみのこ」船舶運航管理業務委託仕様書

- 1 学習船「うみのこ」船舶運航管理業務委託業務については、契約書によるもののほか、この仕様書によるものとする。
- 2 運航回数および乗船人数見込み等 別紙1のとおり
- 3 年間乗船計画 別紙2のとおり
- 4 業務取扱責任者等
 - (1) 受託者は、受託業務を遂行するため、運輸局に運航管理者として届出した業務取扱責任者を定め、契約締結後直ちに委託者に届出を行い、契約期間中、学習船「うみのこ」（以下「うみのこ」という。）の運航および保守管理に係る業務処理に関して必要な委託者の指示を受けるものとする。
また、業務従事者についても、同様の届出を行い、指示を受けるものとする。
 - (2) 業務取扱責任者は、常に「うみのこ」の運航および保守管理を掌握し、連絡体制を整えるものとする。
 - (3) 業務取扱責任者は、委託者が別途契約する「学習船「うみのこ」給食業務委託」に定める業務取扱責任者と連絡調整に努めるとともに、給食懇談会、給食衛生委員会にも出席すること。
- 5 運航者等
受託者は、航行に際して、船員法、船舶職員法等の関係法令に定められた要件に合致する資格を有する者で、下記の条件を満たす船員を配乗させること。
 - (1) 国内総トン数1,000トン以上の旅客船での運航経験が3年以上の経験を持つ船長および機関長。
 - (2) 国内総トン数1,000トン以上の旅客船での運航経験のある航海士2名以上、機関士2名以上。
- 6 陸上要員
受託者は、船舶管理業務を実施するために必要な陸上要員を適切に配置すること。
- 7 使用燃料
燃料は軽油のほか、バイオディーゼル燃料（BDF）を全体の10%以内で使用する。
ただし、その混合割合については、委託者の指示により変更する場合がある。
なお、BDFはみなす課税が適応されるため、毎月事前に製造承認と申請手続きを行うこと。

8 船内消毒

船内の衛生害虫防除およびO157等の殺菌消毒を次のとおり行う。

種 類	回 数	場 所	方 法	薬 剤
ゴキブリ	月1回	厨房、食堂、便所 シャワー室、その他	ミクロン噴霧	ミスリン 5%
シラミ、ダニ、ノミ	月1回	宿泊室、教職員室 その他船室	ミクロン噴霧	ミスリン 5%
クモ 等	月1回	船外部	ULV法	エクスミン 5%
殺菌消毒	月2回 (4月1回)	全域	ミスト噴霧	デコ-51

9 寝具等のクリーニング

- (1) 船内の寝具等のクリーニングについて次のとおり行う。ただし、毛布、まくら、保健室布団については、必要に応じてクリーニングを行うものとする。

		交換枚数	交換時期	保有数
毛布	子供	270 枚	6 月、9 月、12 月、 3 月	1,468 枚
	大人	65 枚		576 枚
まくら	子供	180 個	3 月	472 個
	大人	43 個		77 個
シーツ	子供	最大 360 枚	2 航海に 1 回	1,132 枚
	大人	最大 172 枚		380 枚
まくらカバー	子供	最大 360 枚	2 航海に 1 回	1,334 枚
	大人	最大 86 枚		196 枚
足ふきマット		4 枚	2 航海に 1 回	12 枚
保健室布団（上・下）		4 組	3 月	4 組

- (2) 3 月のクリーニングは、児童学習航海が終了した日以後に回収し、入渠検査修繕の後に船に配置すること。
- (3) 甲が所有する寝具等については、乙が管理を行い、前項の配置時には、すべて甲の指示する船内各所に配置すること。

10 飲用水管理（飲用水およびシャワー水）

(1) 使用水の積込み

使用水の積込みは、次のとおりとする。

場 所 原則として大津港とする。

ただし、航路および航行時間の都合によりこれができないときは、長浜港とする。

時 期 可能な限り出港日（航海 1 日目）の当日朝に行う。

ただし、航路および航行時間の都合によりこれができないときは、前日とする。

(2) 水質検査

使用水の水質検査を下記のとおり行う。

*検査項目 下記のとおり

ア) 飲用水

・色度 ・濁度 ・臭気 ・味 ・pH ・硝酸性窒素、亜硝酸性窒素

・塩素イオン ・有機物 ・鉄 ・一般細菌 ・大腸菌群 ・外観 ・レジオネラ菌

イ) シャワー水

・レジオネラ菌

*検査回数 原則として年 3 回（実際の実施日は委託者・受託者が協議して定める）

(3) 清水タンクの清掃・消毒

清水タンクの清掃・消毒を次のとおり行う。

*回 数 原則として年 2 回（実際の実施日は委託者・受託者が協議して定める）

(4) 使用水殺菌装置等の運転・管理

下記の使用水殺菌装置の運転・管理を適正に行う。

*種 類 a) 塩素滅菌装置、b) 紫外線殺菌装置

11 出入渠及び運航管理における船舶整備

- 出入渠及び運航管理における船舶整備については、受託者は、再委託業者が実施する整備の監理・監督・検査を行い、適正な施工が行われるようにする。
- また、主たる項目については、整備過程・状況がわかる写真を提出する。

12 船用品

船内で使用する船用品（消耗品を含む）および物品の手配は、下記のとおりとする。

- (1) 船舶の運航および維持管理に伴う 船用品 … 受託者が行う

例：小修繕用部品・塗料、各種電池・電球、工具、塩素殺菌剤、残留塩素測定用試薬、寝具、トイレトーパー等

- (2) (1)以外で主として乗組員以外の者が使用する物品 … 委託者が行う

例：児童の学習活動用消耗品

掃除用品で受託者以外の者が使用する物 等

その他、疑義のある場合は、委託者・受託者が協議して定める。

13 環境への配慮、グリーン購入

受託者は、業務の実施にあたって省資源・省エネルギーに努めるなど、環境への影響に十分配慮する。

また、受託者は、業務の実施にあたり物品等を調達する場合、「滋賀県グリーン購入 基本方針（平成14年4月1日策定）」に沿って、環境負荷の低減に役立つ物品等の購入に努めるものとする。

14 報告

- (1) 受託者は、業務を実施するにあたり下記の事項が発生した場合は、ただちに委託者へ報告するものとする。

(ア) 業務実施に伴い発生した事故

(イ) 児童等、乗船者の健康・安全・衛生に悪影響を及ぼすおそれがある施設・設備の故障等

(ウ) 「うみのこ」の安全な運航に支障がある船体・機関の故障等

(エ) 琵琶湖等の環境に悪影響を及ぼすおそれがある漏油事故等

上記以外の項目についても、「うみのこ」の安全かつ円滑な運航に関することについては、その都度速やかに報告するものとする。

- (2) 下記の業務を実施した際には、速やかに報告書を提出すること。

(ア) 船内消毒

(イ) 水質検査

(ウ) 清水タンクおよびタンクに付属する管系等の洗浄・清掃・消毒

15 付随業務

受託者は、船舶の運航および管理に関する直接業務の他、次に例示する付随業務を行う。

- (1) 船内の清掃

・主として乗組員が使用・管理する部屋等

乗組員室、操舵室、空調機室、補機室、機関室、バウスラスタ室等

・船内共用部

浴室、便所、廊下、階段、エレベーター、リフト、見学室

・船体外部の清掃

- (2) 運航データの提供

・年4回（四半期毎）運航データをダウンロードし、びわ湖フローティングスクールへ提供する。

- (3) その他

下記の業務

・手洗い用石けん液の補充

・遊離残留塩素濃度の測定（各航海日に1回。給食業務に付随して、給食業務受託者が行うものを除く。）